

香川県産業廃棄物処理等指導要綱

平成 3 年 6 月 1 0 日制定

(令和 7 年 3 月 28 日最終改正)

香川県環境森林部循環型社会推進課

香川県産業廃棄物処理等指導要綱

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 事業者及び処理業者の処理（第6条－第8条）

第3章 県外産業廃棄物の取扱い

第1節 基本的な方針（第9条）

第2節 県外産業廃棄物の循環的な利用（第9条の2－第9条の13）

第3節 指定県外産業廃棄物の処分又は保管（第9条の14－第9条の17）

第4節 県外産業廃棄物の処分又は保管（第10条－第14条）

第4章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議（第15条－第20条）

第5章 許可施設の承継に係る事前協議（第21条－第24条の2）

第6章 報告（第25条・第25条の2）

第7章 指導監視等（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 条例 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例（平成13年香川県条例第58号）をいう。
- (5) 規則 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）をいう。
- (6) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (7) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (8) 処理業者 収集運搬業者及び処分業者をいう。
- (9) 収集運搬業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいう。
- (10) 処分業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者及び法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (11) 県外産業廃棄物 県外において生じた産業廃棄物をいう。
- (12) 特定県外産業廃棄物 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物であって、非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物（当該非常災害が発生した日から1年以内に排出されたものに限る。）
- (13) 処分施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の施設であって、産業廃棄物の中間処理又は最終処分のための施設をいう。
- (14) 許可施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって、同項及び第

15条の2の6第1項の許可を受けたものをいう。

(15) 許可施設設置者 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者をいう。

(16) 許可施設設置予定者 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請を行おうとする者をいう。

(17) 処分業対象施設 処分業の用に供する処分施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）をいう。

(18) 処分業対象施設設置予定者 処分業対象施設の設置又は変更（法第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の許可を伴う場合又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の届出を伴う場合に限り。）を行おうとする者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監視し、及び適正処理の意識の啓発を図るとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。

2 県は、県内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が図られるよう努めるものとする。

3 県は、市町等関係機関の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための指導及び監視に努めるとともに、不法投棄等の不適正な処分を行った者に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、県の行う産業廃棄物に関する調査その他の事業に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び処理業者の責務)

第5条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法令（国が定める処理ガイドライン又は処理に関する技術指針を含む。）の規定によるほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

第2章 事業者及び処理業者の処理

第6条 削除

(事業者の処理)

第7条 事業者は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場又は法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置く事業場については、この限りでない。

2 事業者は、産業廃棄物の性状、組成等を、あらかじめ調査のうえ、把握しなければならない。この場合において、廃棄物データシート（廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドラインー（第2版）に記載されている廃棄物データシートのことをいう。）その他廃棄物データシートに準じた廃棄物の性状等の調査結果を記載した書類を、当該産業廃棄物の発生源別に作成し5年間保存しなければならない。ただし、知事が当該書類の作成を行う必要がないと認めた産業廃棄物については、この限りでない。

3 前項本文に規定する調査は、次により実施するものとする。

- (1) 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原材料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復継続して排出する場合は、年1回以上
- (2) 製造若しくは加工の工程又は使用原材料を変更した場合は、当該変更の都度

(3) 前二号に規定する場合以外の場合は、産業廃棄物を排出する都度

4 事業者は、省令第8条の5第1項第1号に規定する記載事項に準じた事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

5 事業者は、産業廃棄物の処理を委託して行う場合には、政令第6条の2又は第6条の6に規定する基準のほか、次によらなければならない。

(1) 委託しようとする処理業者に対し、あらかじめ、許可証の提示を求め、その事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している処分施設の現況等について実地調査を行うなど、処理を委託しようとする産業廃棄物が適正、かつ、速やかに処分できる状態であることを確認したうえで、書面により委託契約を締結すること。

(2) 産業廃棄物の処理を処理業者に委託した場合は、第2項に規定する書類の写しを当該処理業者に交付すること。

(処理業者の処理)

第8条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の種類、性状及び取扱上の注意事項等を記載した法第12条の3に規定する管理票（前条第2項に規定する書類の写しを含む。）の提出を求め、当該産業廃棄物の処理が、事業の範囲に含まれるものであることを確認するとともに、事業者からの適正処理のための指示を遵守しなければならない。

2 収集運搬業者は、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する全ての車両に、県が交付する標章を当該車両の見やすい場所に貼り付けなければならない。

第3章 県外産業廃棄物の取扱い

第1節 基本的な方針

(県外産業廃棄物の処理)

第9条 事業者は、県内（高松市の区域を除く。以下この条、第3節及び第4節において同じ。）において、自ら又は他人に委託して県外産業廃棄物を処分し、又は保管することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の交付を受けた事業者又は条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第3項に規定する変更協議結果通知書の交付を受けた事業者が、当該協議結果通知書又は変更協議結果通知書に係る県外産業廃棄物を自ら又は他人に委託して処分し、又は保管する場合
- (2) 非常災害の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物であって、循環的な利用に供されないもの（以下「指定県外産業廃棄物」という。）を自ら又は他人に委託して処分（埋立処分を除く。この号及び第9条の14から第9条の17までにおいて同じ。）し、又は保管する場合であって、当該非常災害が発生した区域の生活環境の保全の観点から、県内において当該指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する必要がある、かつ、当該処分又は保管をすることにつき、生活環境の保全上支障がないと知事が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県内において事業者が次に掲げる処分又は保管をする場合であって、かつ、生活環境の保全上支障がないと知事が認める場合
 - ア 国内に処理できる処分業者の数が少ない産業廃棄物について、当該産業廃棄物の処分が可能な施設を有する県内の処分業者が行う県外産業廃棄物の処分
 - イ 県内の処分施設等で行う試験研究のための県外産業廃棄物の処分
 - ウ 事業者が、他の都道府県で実施した事業により発生した産業廃棄物の再生利用を促進するため、一括して委託処理できるよう、県内の集積所で行う県外産業廃棄物

の一時的な保管

エ 新たに許可を取得予定の県内の安定型最終処分場（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）第2条第2項第1号に規定する安定型最終処分場をいう。以下同じ。）で行う安定型産業廃棄物（県外産業廃棄物であって、政令第6条第1項第3号イに規定するものに限る。）の処分であって、埋立終了後の跡地利用（商業施設、工業施設、物流施設等県勢の発展に寄与する用途に利用するため早期の土地造成を行うもので、県及び市町の施策の実施に支障がないものに限る。）を含む計画に基づくもの

2 県内（高松市の区域を含む。）の安定型最終処分場の残余容量について、ひっ迫するおそれがあると知事が判断した場合には、前項ただし書（同項第3号エに掲げる処分をする場合に限る。）の規定は、新たに適用しない。

第2節 県外産業廃棄物の循環的な利用

（関係行政機関との連携）

第9条の2 知事は、条例及び規則の施行に関し、必要に応じて、法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他生活環境の保全を目的とする法令の施行に関する事務を担当する関係行政機関に意見を求め、協力を要請する等の連携を図るものとする。

（書類の提出）

第9条の3 県内において県外産業廃棄物の循環的な利用を行おうとする者と当該者が行う県内における循環的な利用に供するために産業廃棄物を自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする者は、県外産業廃棄物の循環的な利用及び県内への搬入の計画について相互に協議、調整等を行い、条例及び規則の規定に基づき双方が知事に提出しなければならない書類については、同時期に知事に提出するよう努めなければならない

らない。

(協議書等の提出時期)

第9条の4 条例第5条第1項の規定による協議をしようとする者は、当該協議に係る事業の開始を予定する日の3月前（規則第2条第2項の規定による協議である場合にあっては、14日前）までに、規則第2条第1項に規定する県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書及び書類（以下「循環利用協議書」という。）を知事に提出するよう努めなければならない。

2 条例第13条第1項の規定による協議をしようとする者は、当該協議に係る事業の開始を予定する日の3月前（県内に搬入しようとする産業廃棄物が規則第2条第2項の規定により循環事業者が協議をする特定県外産業廃棄物である場合にあっては、14日前）までに、規則第12条に規定する産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書及び書類（以下「県内搬入協議書」という。）を知事に提出するよう努めなければならない。

(生活環境影響調査結果報告書)

第9条の5 規則第2条第1項第4号の書類には、省令第11条の2各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(収支見込計算書)

第9条の6 規則第2条第1項第8号の書類には、同項第9号に規定する再生品（以下「再生品」という。）の単価及び予定販売量をもとに計算した収入の見込みを記載しなければならない。

(県外産業廃棄物の性状、組成等の調査)

第9条の7 条例第13条第1項の規定による協議をしようとする者は、第7条第2項の規定により当該協議に係る県外産業廃棄物の性状、組成等を調査し、その結果を条例

第5条第1項の規定による協議をしようとする者に通知しなければならない。

(審査)

第9条の8 知事は、条例第6条第1項の規定により審査するときは、必要に応じ、次に掲げる事項について協議を行った者に報告を求め、指導又は助言を行うものとする。

(1) 県外産業廃棄物、規則第2条第1項第1号に規定する循環利用施設、再生品等の情報の公開に関する事項

(2) 県内で生じた廃棄物の循環的な利用に関する事項

(3) その他県外産業廃棄物の循環的な利用に関する事項

2 知事は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の規定により審査するときは、必要に応じ、次に掲げる事項について協議を行った者に報告を求め、指導又は助言を行うものとする。

(1) 県外産業廃棄物、運搬の経路等の情報の公開に関する事項

(2) 県外産業廃棄物の分析試験の項目に関する事項

(3) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が、規則第2条第2項に規定する特定県外産業廃棄物である場合にあつては、非常災害が発生した日以前における当該特定県外産業廃棄物の処理に関する事項

(4) その他県外産業廃棄物の県内への搬入に関する事項

(協議結果通知までの期間)

第9条の9 知事は、循環利用協議書の提出があつた日から3月（規則第2条第2項の規定による協議である場合にあつては14日。ただし、循環利用協議書の補正に要した期間を除く。）以内に、条例第6条第1項の協議結果通知書を交付するよう努めるものとする。

2 知事は、県内搬入協議書の提出があつた日から3月（県内に搬入しようとする産業

廃棄物が規則第2条第2項の規定により循環事業者が協議をする特定県外産業廃棄物である場合にあっては、14日前。ただし、県内搬入協議書の補正に要した期間を除く。）以内に、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の協議結果通知書を交付するよう努めるものとする。

（特定県外産業廃棄物の循環的な利用を行うことができる期間）

第9条の10 規則第4条第2号に規定する循環的な利用を行うことができる期間は、当該非常災害が発生した日から1年以内とする。

2 規則第14条第2号に規定する循環的な利用を行うことができる期間は、当該非常災害が発生した日から1年以内とする。

（市町長への通知）

第9条の11 知事は、条例第6条第2項の規定により関係市町長の意見を聴いて同条第1項に規定する審査及び協議結果通知書の交付を行ったときは、当該関係市町長に協議結果通知書の写しを添付して通知するものとする。

2 前項の規定は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の協議結果通知書について準用する。

（公表）

第9条の12 知事は、規則第19条に規定する書類の公表の例により、条例第6条第1項又は条例第7条第3項（条例第13条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審査結果の概要を公表するものとする。

（変更協議書等への準用）

第9条の13 第9条の4第1項、第9条の5、第9条の6、第9条の8第1項、第9条の9第1項、第9条の10第1項及び第9条の11第1項の規定は、条例第7条第1項

に規定する協議について準用する。

- 2 第9条の4第2項、第9条の7、第9条の8第2項、第9条の9第2項、第9条の10第2項及び第9条の11第2項の規定は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項に規定する協議について準用する。

第3節 指定県外産業廃棄物の処分又は保管

(指定県外産業廃棄物処理に係る処理業者等の事前協議等)

第9条の14 県内において指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管を行おうとする者は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定県外産業廃棄物処理協議書（様式第1号）（以下「指定県外協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (3) 処分方法又は保管方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び量
- (4) 指定県外産業廃棄物を処分する場合にあっては、施設ごとの所在地、種類、設置場所及び処理能力
- (5) 指定県外産業廃棄物を保管する場合（処分前の保管を除く。以下この条から第9条の16までにおいて同じ。）にあっては、保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- (6) 指定県外産業廃棄物を処分又は保管する場合に伴う生活環境保全のための必要な

措置

- (7) 当該非常災害が発生した日及び地域
- (8) 指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間
- (9) 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先
- (10) 指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (11) 指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項
 - ア 処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量
 - イ 施設ごとの所在地及び種類
- (12) 指定県外産業廃棄物を県内で処分し、又は保管する理由

3 前項に規定する指定県外協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類の全部又は一部について、知事が添付する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 指定県外産業廃棄物の発生工程を説明する書類等
- (2) 指定県外産業廃棄物に係る第7条第2項本文に規定する書類（指定県外協議書を提出しようとする日前6月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る。）の写し
- (3) 運搬経路を示す書類等
- (4) 県外の事業者が指定県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、当該委託契約書の写し又は受託承諾書及び処分を行おうとする者に係る省令第10条の6の許可証の写しその他の処分を行おうする者が当該処分を業として行うことができる

者であることを証する書類

- (5) 県外の事業者が指定県外産業廃棄物の保管を委託する場合にあっては、当該委託契約書の写し又は受託承諾書及び保管を行おうとする者に係る省令第10条の2の許可証の写しその他の保管を行おうする者が当該収集又は運搬を業として行うことができる者であることを証する書類

(指定県外産業廃棄物の処分又は保管に関する基準)

第9条の15 知事は、前条第2項の規定による指定県外協議書の提出があったときは、次に定める処分又は保管に関する基準に適合するものであるかどうかについて審査するものとする。

(1) 指定県外産業廃棄物を処分する場合

- ア 指定県外産業廃棄物を県内で処分しなければならない相当の理由があること。
- イ 処分を行おうとする指定県外産業廃棄物の種類及び量が処分施設の処理能力に見合うこと。
- ウ 周辺地域の生活環境の保全について必要な措置が講じられていると認められること。
- エ 指定県外産業廃棄物の排出事業場（事業者の事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場をいう。以下同じ。）から処分施設までの当該指定県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- オ 指定県外産業廃棄物の処分に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を処理しないこと。
- カ 処分に伴う廃棄物が処分を行う前の指定県外産業廃棄物に比べ、大幅に体積が減少することが見込まれること。

(2) 指定県外産業廃棄物を保管する場合

ア 指定県外産業廃棄物を県内で保管しなければならない相当の理由があること。

イ 保管の場所から保管を行おうとする指定県外産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じられていること。

ウ 指定県外産業廃棄物の排出事業場から保管施設（産業廃棄物を保管する施設をいう。）までの当該指定県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。

エ 指定県外産業廃棄物の保管に併せて放射線物質及びこれによって汚染された廃棄物を処理しないこと。

2 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じ、関係市町長及び生活環境の保全について専門的な知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の基準に適合していると認めるときは、次に掲げる事項を記載した通知書（以下「指定県外協議結果通知書」という。）を前条第1項の協議をした者に交付するものとする。

(1) 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行うに当たり遵守すべき事項

(2) 当該指定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行うことができる期間

(3) その他当該処分又は保管が適正に行われるために必要な事項

4 知事は、第2項の規定により関係市町長の意見を聴いて第1項に規定する審査及び前項に規定する指定県外協議結果通知書の交付を行ったときは、当該関係市町長に指定県外協議結果通知書の写しを添付して通知するものとする。

5 第3項第2号に規定する処分又は保管を行うことができる期間は、処分する場合にあっては当該非常災害が発生した日から1年以内、保管する場合にあっては同日から6月以内とする。

(指定県外協議書の内容の変更)

第9条の16 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者は、指定県外協議書の内容を変更(第4項に規定する変更を除く。)しようとするときは、その旨を記載した指定県外産業廃棄物処理変更協議書(様式第1号の2)(以下「指定県外変更協議書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の指定県外変更協議書には、第9条の14第3項各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付しなければならない。

3 第9条の14第2項及び前条の規定は、第1項の規定による指定県外変更協議書について準用する。

4 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者は、第9条の14第2項第1号、第2号(指定県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地を除く。)、第9号及び第10号(収集又は運搬をする者に限る。)に掲げる事項並びに同条第3項第3号の規定により提出した運搬経路を変更したときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した届出書(様式第1号の3)を知事に提出しなければならない。

5 知事は、指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者が前項の届出をした場合において、当該届出に係る事項が、前条第3項に規定する指定県外協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該指定県外協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

(指定県外産業廃棄物の処分に関する報告)

第9条の17 指定県外協議結果通知書の交付を受けた者は、当該通知書に係る指定県外産業廃棄物の処分を行ったときは、指定県外協議結果通知書に定める期間の末日から10日以内に法第12条の3第1項に規定する管理票の写しその他の当該指定県外産業廃棄物の処理の状況を示す書類とともに、指定県外産業廃棄物の処分実績報告書(様

式第1号の4)を知事に提出しなければならない。

第4節 県外産業廃棄物の処分又は保管

(県外産業廃棄物処理の事前協議等)

第10条 第9条第1項ただし書(同項第3号に掲げる場合に限る。)の規定の適用を受けようとする事業者(同号エに掲げる処分をする場合にあっては、事業者、中間処理事業者、最終処分業者及び跡地利用者又は跡地開発事業者。以下この条及び第12条において同じ。)は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物処分(保管)協議書(以下「県外協議書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (3) 処分方法又は保管方法ごとの県外産業廃棄物の種類及び量
- (4) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する施設の所在地及び処理能力(最終処分場にあつては、埋立容量をいう。以下同じ。)
- (5) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間
- (6) 県外産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置
- (7) 県外産業廃棄物の県内への搬入に関する業務を統括管理する者の氏名及び連絡先
- (8) 県外産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を他人に委託する場合にあつては、委託しようとする処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

代表者の氏名

(9) 県外産業廃棄物を県内で処分し、又は保管する理由

(10) 第9条第1項第3号エに掲げる処分をする場合にあっては、最終処分場で実施する水質検査の回数と実施月

3 県外協議書は、第9条第1項第3号アからウまでに掲げる処分又は保管に係るものについては様式第1号の5、同号エに掲げる処分に係るものについては様式第1号の6による。

4 県外協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類及び第4号に掲げる試験結果成績書の全部又は一部について、知事が添付する必要がないと認める場合は、この限りでない

(1) 県外産業廃棄物の発生工程を説明する書類等

(2) 県外産業廃棄物の発生から県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の処理フロー図

(3) 県外産業廃棄物に係る第7条第2項本文に規定する書類（県外協議書を提出しようとする日前6月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る。）の写し

(4) 次に掲げる項目に関する試験結果成績書の写し

イ 廃棄物の組成・成分情報

ロ 特定有害廃棄物

ハ その他含有物質

(5) 運搬経路を示す書類等

(6) 県外産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を他人に委託する場合にあっては、委託契約書の写し又は受託承諾書及び受託者の産業廃棄物処理業又は特別管

理産業廃棄物処理業の許可証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書類

(7) 第9条第1項第3号エに掲げる処分をする場合にあっては、埋立終了後の事業計画書（様式第1号の7）

(8) その他知事が別に定める書類

5 知事は、第9条第1項第3号エに掲げる処分に係る県外協議書の提出があったときは、中間処理施設の設置市町長（高松市長を含む。）及び最終処分場の設置市町長に当該県外協議書の写しを送付し、意見を聴くものとする。

6 事業者は、前項の規定により県外協議書の写しの送付を受けた高松市長から説明の求めがあったときは、その内容について高松市長に説明しなければならない。

7 香川県環境森林部循環型社会推進課長（以下「循環型社会推進課長」という。）は、第5項の県外協議書の提出があったときは、土地利用等に関する法令等を所管する県の機関等（第15条において「関係各課等」という。）に当該県外協議書の写しを送付し、意見を聴くものとする。

（通知書の交付等）

第11条 知事は、前条第2項の規定による県外協議書の提出があったときは、その内容を審査し、県外産業廃棄物の処分又は保管を認めるときは、次に掲げる事項を記載した通知書（以下「県外協議結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場の場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、代表者の氏名

(3) 処分方法又は保管方法ごとの県外産業廃棄物の種類及び量

(4) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間

(5) 県外産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を他人に委託する場合にあつては、委託しようとする処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(6) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する施設の所在地

(7) その他県外産業廃棄物の処理を行うに当たり遵守すべき事項

2 県外協議結果通知書（第9条第1項第3号エに掲げる処分に係るものを除く。次項において同じ。）の交付を受けた事業者は、県内において、他人に委託して県外産業廃棄物を処分し、又は保管する場合には、当該通知書の写しを当該受託者に交付しなければならない。

3 県外協議結果通知書の交付を受けた事業者から県外産業廃棄物の処分又は保管を受託した処理業者は、前項の規定による通知書の写しの交付を受けた後でなければ、当該県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。

4 第9条第1項第3号エに掲げる処分に係る県外協議書を提出した中間処理事業者及び最終処分業者は、県外協議結果通知書の交付を受けた後でなければ、当該処分をしてはならない。

5 第1項第4号に規定する期間は、次の各号に掲げる処分又は保管の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第9条第1項第3号ア又はイに掲げる処分 1年以内

(2) 第9条第1項第3号ウに掲げる保管 6月以内。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合については、この限りでない。

(3) 第9条第1項第3号エに掲げる処分 跡地利用を含む計画で示され、知事が認めた期間

(埋立終了後の跡地利用等)

第11条の2 第9条第1項第3号エに掲げる処分及び埋立終了後の跡地利用は、県外協議書で示され、県外産業廃棄物の排出場所、排出量その他の内容について知事が適当と認め、県外協議結果通知書の交付を受けた跡地利用を含む計画に基づいて行わなければならない。

(県外協議書の内容の変更)

第12条 事業者は、県外協議書の内容の変更（第5項に規定する変更を除く。）をしようとするときは、その旨を記載した変更県外産業廃棄物処分協議書（以下「変更県外協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 変更県外協議書は、第9条第1項第3号アからウまでに掲げる処分又は保管に係るものについては様式第1号の8、同号エに掲げる処分に係るものについては様式第1号の9による。

3 変更県外協議書には、第10条第4項各号に掲げる書類のうち県外協議書の内容の変更に係る書類を添付しなければならない。

4 第11条の規定は、変更県外協議書の提出があった場合について準用する。

5 事業者は、第10条第2項第1号、第2号（排出する事業場の所在地を除く。）、第6号、第7号及び第8号（収集又は運搬をする者に限る。）に掲げる事項並びに同条第3項第5号の規定により提出した運搬経路を変更したときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した県外産業廃棄物の処分（保管）に関する変更届出書（様式第1号の10）を知事に提出しなければならない。この場合において、収集運搬業者に関する変更があるときは、当該収集運搬業者の省令第10条の2の許可証の写しその他の受

託者が当該運搬を業として行うことができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

- 6 知事は、事業者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が、第11条第1項に規定する県外協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

(県外産業廃棄物の処分等報告)

第13条 県外協議結果通知書（第9条第1項第3号エに掲げる処分に係るものを除く。）の交付を受けた事業者は、当該通知書に係る県外産業廃棄物の処分又は保管を行ったときは、第11条第1項第4号の規定による期間の末日から10日以内に法第12条の3に規定する管理票の写しその他の当該県外産業廃棄物の処理の状況を示す書類とともに、県外産業廃棄物の処分（保管）実績報告書（様式第1号の11）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する管理票には、第11条第1項の規定による通知書の日付及び番号を記入しなければならない。

第13条の2 第9条第1項第3号エに掲げる処分に係る県外協議結果通知書の交付を受けた事業者及び最終処分業者は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下この条において「四半期」という。）における県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産業廃棄物の処分実績報告書（様式第1号の12）を当該四半期の翌四半期の初日から30日以内に、知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、知事が指定した期間の報告書を提出しなければならない。

(公表)

第13条の3 知事は、第9条第1項第3号に掲げる処分又は保管に係る県外協議書（変

更県外協議書を含む。以下この条において同じ。）及びこれに係る第13条又は前条の報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該県外協議書及びこれに添付された第10条第4項各号に掲げる書類並びに当該報告書の内容を香川県環境森林部循環型社会推進課その他知事が適当と認める場所において一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、当該県外協議書及び当該報告書の内容をインターネットの利用により公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、同一の者から2以上の県外協議書の提出があった場合には、当該2以上の県外協議書及びこれに係る第13条又は前条の報告書の要旨を記載した一覧表をインターネットの利用により公表することをもって、これに代えることができる。

（高松市に提出された協議書に関する説明）

第14条 知事は、第9条第1項第3号エに掲げる処分と同種の処分（県内の中間処理施設を経由するものに限る。）について、高松市長から高松市産業廃棄物処理等指導要綱の規定に基づく協議書の写しの送付を受けたときは、当該協議書を高松市長に提出した者に対し、その内容について説明を求めることができる。

第4章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

（事前指導申出書の提出）

第15条 焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿熔融施設、PCB処理施設又は最終処分場に係る許可施設設置予定者は、第16条第1項の協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書（様式第1号の13）（以下「事前指導申出書」という。）を循環型社会推進課長に提出しなければならない。

- 2 事前指導申出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 当該施設を設置しようとする土地の登記簿又は建物の登記簿の謄本及び公図の写し（不動産登記法第14条に規定する地図をいう。以下同じ。）
 - (2) 当該施設の付近の見取図及び当該施設の配置図（公図の写しに記載したもの。
 - (3) 事業計画の概要を記載した書類
 - (4) 当該施設の概要を明らかにする図面
- 3 循環型社会推進課長は、事前指導申出書の提出があったときは、関係各課等に事前指導申出書の写しを送付し、施設の設置に係る問題点等（以下「問題点等」という。）について回答を求めるものとする。
- 4 循環型社会推進課長は、前項の回答があったときは、問題点等を許可施設設置予定者に通知するものとする。
- 5 許可施設設置予定者は、前項の通知を受けたときは、関係各課等と協議し、問題点等について講じる措置を循環型社会推進課長に回答しなければならない。

第15条の2 許可施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿熔融施設、P C B 処理施設及び最終処分場を除く。この条において同じ。）設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、第16条第1項又は第19条第1項の協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書を処理施設の所在する区域を所管する小豆総合事務所長又は保健福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項に規定する許可施設設置予定者及び処分業対象施設設置予定者について準用する。この場合において、「循環型社会推進課長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。
- 3 処分業対象施設を相続した場合、処分業対象施設を譲り受け、若しくは借り受けようとする場合又は処分業対象施設の設置者である法人の合併若しくは分割により、処

分業対象施設を承継しようとする場合は、第1項の規定は適用しない。

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議書の提出)

第16条 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、あらかじめ、別表第

1の左欄に掲げる設置者の区分に応じ、同表の右欄に定める協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省令第11条第6項各号に掲げる書類（これらについては同条第7項及び第8項の規定の例によることができる。）及び図面

(2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合（省令第11条の3各号のいずれかに該当する場合を除く。）にあつては、法第15条第3項に規定する生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

(3) その他知事が必要と認めた書類又は図面

3 知事は、第1項に規定する協議書の提出があつたときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の協議について準用する。

(熱回収施設設置者の認定に係る協議書の提出)

第16条の2 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設設置者の認定の申請を行うおうとする者は、あらかじめ、様式第3号の2による協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、省令第12条の11の5第2項において準用する省令第5条の5の5第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

3 知事は、第1項に規定する協議書の提出があつたときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(事前指導申出書の変更)

第17条 事前指導申出書を提出した者は、当該事前指導申出書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した事前指導申出書を当該申出をした循環型社会推進課長又は所長に提出しなければならない。

2 第15条第2項から第5項（第15条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合について準用する。

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議書の変更)

第18条 第16条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容の変更（許可施設にあつては省令第12条の8各号に掲げる変更、処分業対象施設にあつては当該変更に対応する変更に限る。）をしようとするときは、変更後の内容を記載した産業廃棄物処理施設変更協議書（様式第4号）を知事に提出し、協議しなければならない。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(熱回収施設設置者の認定に係る協議書の変更)

第18条の2 第16条の2第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 第16条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(処理業の許可申請に係る協議書の提出)

第19条 法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処理業の許可又は法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請を行おうとする者は、あらかじめ、別表第2の左欄に掲げる許可の区分に応じ、同表の中欄に定める協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、別表第2の右欄に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、知事が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

3 知事は、第1項の協議書の提出があったときは、生活環境保全の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

4 第1項の協議書が産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係るものであるときは、知事は、前項の審査において、当該産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業を行うために必要な施設が現に設置されていることを確認するものとする。

(処理業の許可申請に係る協議書の変更)

第20条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る協議書の提出)

第20条の2 法第12条の7第1項の規定による認定を受けようとする者は、あらかじめ、様式第10号の2による協議書を所長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第8条の38の5第4項各号に掲げる書類

(2) その他所長が必要と認めた書類又は図面

3 所長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る協議書の変更)

第20条の3 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を所長に提出し、協議しなければならない。

い。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定に係る協議書の提出)

第20条の4 法第12条の7第7項の規定による変更の認定を受けようとする者は、あらかじめ、様式第10号の3による協議書を所長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第8条の38の6第2項に掲げる書類

(2) その他所長が必要と認めた書類又は図面

3 第20条の2第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

第5章 許可施設の承継に係る事前協議

(許可施設の譲受け等に係る協議書の提出)

第21条 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、様式第11号による協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第12条の11の12第2項各号に掲げる書類（これらについては同条第3項の規定の例によることができる。）

(2) その他知事が必要と認めた書類又は図面

3 知事は、第1項の協議書の提出があったときは、当該許可施設の設置及び維持管理の能力の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(許可施設の譲受け等に係る協議書の変更)

第22条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(許可施設設置者である法人の合併又は分割に係る協議書の提出)

第23条 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による認可を受けようとする者は、あらかじめ、様式第12号による協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第12条の11の12第2項各号に掲げる書類（これらについては同条第3項の規定の例によることができる。）

(2) その他知事が必要と認めた書類又は図面

3 知事は、第1項の協議書の提出があったときは、当該許可施設の設置及び維持管理の能力の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(許可施設設置者である法人の合併又は分割に係る協議書の変更)

第24条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(提出書類の特例)

第24条の2 この要綱の規定により同時に二以上の協議書その他の書類を提出する場合において、各協議書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の協議書その他の書類にこれを添付し、他の協議書その他の書類には知事が別に定める添付書類省略一覧表を添付することにより、一の協議書その他の書類に添付

した書類の添付を省略することができる。

第6章 報告

第25条 許可施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに様式13号による報告書を、知事に提出しなければならない。

2 処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式15号による報告書を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例)

第25条の2 知事は、第25条の規定による報告を、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる報告については、香川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

第7章 指導監視等

(産業廃棄物指導監視機動班)

第26条 産業廃棄物処理に関する指導監視を的確かつ機動的に行うため、香川県産業廃棄物指導監視機動班(以下「機動班」という。)を置く。

2 機動班は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、必要に応じ、事業者又は処理業者に対し、指導票を交付するものとする。

3 前項の規定により指導票の交付を受けた事業者又は処理業者は、速やかに、改善措

置を講じるとともに、その実施状況を記載した報告書を住所又は処分施設の所在する区域を所管する所長に提出しなければならない。

- 4 前各項に定めるもののほか、機動班の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(不法投棄等の対策)

第27条 知事は、産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処分に迅速に対応するため、必要に応じ、関係機関の協力を求めるものとする。

- 2 市町長は、当該市町の区域内において産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処分を知ったときは、当該区域を所管する所長に連絡するとともに、県の行う措置に協力するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、処理を委託した産業廃棄物が処理業者によって不法投棄等された場合には、当該処理業者と連帯して、当該不法投棄産業廃棄物の回収、投棄場所の原状回復等に努めなければならない。

- 4 処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者に再委託した場合において、再委託を受けた処理業者によって不法投棄等された場合には、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連帯して、当該不法投棄産業廃棄物の回収、投棄場所の原状回復等に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月17日から施行する。ただし、第6条及び第7条第5項第2号の改正規定、第8条第1項の改正規定（「積荷目録」を「法第12条の3に規定する管

理票」に改める部分に限る。)並びに第13条の改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の第18条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後に提出される変更の協議書について適用し、同日前に提出された変更の協議書については、なお従前の例に

よる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 16 条関係）

設 置 者 の 区 分	協 議 者
許可施設設置予定者	産業廃棄物処理施設設置協議書 (様式第 2 号)
処分業対象施設設置予定者	処分業対象施設設置協議書 (様式第 3 号)

別表第 2（第 19 条関係）

許可の区分	協議書	添付書類
法第14条第 1 項の許可	産業廃棄物収集運搬業協議書 (様式第 5 号)	省令第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類 及び図面
法第14条第 6 項の許可	産業廃棄物処分業協議書 (様式第 6 号)	省令第10条の 4 第 2 項各号に掲げる書類 及び図面
法第14条の 2 第 1 項の許可	産業廃棄物処理業の事業範囲 の変更協議書 (様式第 7 号)	省令第10条の 9 第 2 項において準用する 第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類及び 図面
法第14条の 4 第 1 項の許可	特別管理産業廃棄物収集運搬 業協議書 (様式第 8 号)	(1) 省令第10条の12第 2 項において準用 する第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる書 類及び図面 (2) 第 10 条の 12 第 3 項の適用を受ける 場合にあつては同項各号に掲げる書類
法第14条の 4 第 6 項の許可	特別管理産業廃棄物処分業協 議書 (様式第 9 号)	(1) 省令第10条の16第 2 項において準用 する第10条の 4 第 2 項各号に掲げる書 類及び図面 (2) 省令第 10 条の 16 第 3 項に掲げる書 類 (同項ただし書きに規定する場合を 除く。)
法第14条の 5 第 1 項の許可	特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲の変更協議書 (様式第 10 号)	(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業にあ つては、省令第10条の22第 2 項におい て準用する第 9 条の 2 第 2 項各号に掲 げる書類及び図面 (2) 特別管理産業廃棄物処分業にあつて は、省令第 10 条の 22 第 3 項において 準用する第 10 条の 4 第 2 項各号に掲 げる書類及び図面